

# 海老名市高齢者等移動支援事業補助金 よくある質問

No.	Q	A
1	団体として移動支援以外の事業も実施している場合、補助金の申請に添付する事業計画や予算書は団体全体のもので良いですか。	団体全体のもので構いません。 ただし、移動支援事業の部分の内訳がわかる資料を追加していただく場合があります。
2	団体全体の事業計画・予算とは別に、移動支援事業の事業計画・予算を作成している場合、補助金の申請に添付する事業計画や予算書は移動支援のみのもので良いですか。	この補助金の対象となる移動支援事業のもののみで構いません。 ただし、団体の他の予算とは別であることを確認するために、団体全体の事業計画や予算書の提出をお願いする場合があります。
3	「その他市長が必要と認めた書類」とは何ですか。	事業報告書や収支予算書では補助対象経費が不明確な場合に、追加の書類の提出をお願いします。実績報告時も同様です。  例) 移動支援事業の実施回数や運転手への支払額が報告書に記載されていない。→日報や勤務報告書等の提出をお願いします。
4	補助金は、いつ申請すればいいですか。	年度ごとに補助金を管理しているので、4月以降に申請できます。予算に限りがある事業になるため、早めに申請をお願いします。 また、年度末の申請だと補助金の交付が間に合わない可能性があるため、事前に事務局にお問い合わせください。
5	ボランティアが送迎場所まで向かう際のコストは補助対象経費となりますか。	対象になる場合があります。 団体が規約に基づき、送迎場所に向かう際の移動についても事業の一部としてボランティアにガソリン代を支出している場合については、補助対象となります。ただし、金額や距離の算出根拠がわかる資料を提出していただくこととなります。
6	補助対象経費の謝礼金について、1人1日1,000円が上限になっていますが、市補助金からは1,000円、団体から2,000円として、ボランティアに対し3,000円支払うことは可能ですか。	可能です。ただし、謝礼金については、団体の規約に基づいて支払いを行うことが必要です。また、謝礼金の金額の根拠や、謝礼金として充当する収入の内訳（利用者からの謝礼、団体が負担、市補助金等）がわかる資料を提出していただく場合があります。
7	PCやプリンタ等の備品は補助対象になりますか。	移動支援事業のために購入する備品については、補助対象となります。

No.	Q	A
8	既に市や社協から補助金の交付を受けている場合でも、この補助金を申請できますか。	原則として、同一の費目に対して複数の補助金を重複して受け取ることはできません。また、この補助金の対象となるのは、総事業費から寄附金その他の収入額（国、県その他の団体から補助金等を含む）を除いた額です。詳細は、それぞれの補助金の事務局にご相談ください。
9	収支決算書では領収証や金銭出納簿の写しを提出する必要がありますか。	領収証や金銭出納簿の提出は不要ですが、実績報告書の審査の結果、提出や提示をお願いします。ただし、金銭出納簿については、収支決算書を兼ねている場合には提出が必要です。
10	提出した収支予算書とは異なる補助対象経費に、補助金を使用することはできますか。	原則として、補助事業の内容に変更が生じた場合には、変更申請手続きをとる必要があります。ただし、変更後の用途についても補助対象経費であり、交付申請額の変更を伴わない軽微な変更であれば、変更申請を行うことなく使用できる場合があります。事例ごとの判断となりますので、事務局にお問い合わせください。
11	実績報告書の「補助対象事業費」は、どの金額を書けば良いですか。	総事業費から寄付金等の収入を除いた金額を記入してください。参考に計算シートをご用意しています。
12	どんな団体でも送迎を実施していれば、補助金を申請できますか。	補助金の対象となるのは、福祉有償運送事業を行う団体と、住民参加型移動支援事業を行う以下の団体です。 ・自治会又は地区社会福祉協議会 ・特定非営利法人、社会福祉法人等の営利を目的とせずに事業を行う法人 また、この補助金は、外出困難を抱える高齢者や障がい者等へ安定した福祉移動サービス事業の提供を支援することを目的としているため、事業の趣旨によって補助の対象とならない場合があります。詳しくは事務局にお問い合わせください。

書類の提出先・お問い合わせ先は、以下のとおりです。

海老名市役所 福祉政策課  
〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1  
☎046-235-4820（直通）

申請書類や記載例は  
市ホームページから  
ダウンロードできます。

